

《平成19年度予算決定》・・・基本方針は可能な限り収入の確保と支出の抑制

平成19年2月16日に開催された第137回組合会において、平成19年度の事業運営方針及び収入支出予算が承認され、決定いたしました。一般勘定の収入支出予算 **25億7,764万円**（被保険者一人当たり542,662円）、介護勘定の収入支出予算 **2億2,984万円**（保険料徴収被保険者一人当たり76,085円）となりました。尚、新保険料率は一般健康保険料率 **67.0/1,000**（現行69.0/1,000）、介護保険料率は **10.0/1,000**（現行9.4/1,000）となりました。

事業運営方針

◎健保組合運営の取り組みとして、①公法人としての自覚と責任を踏まえた公正・適正・円滑な事業運営 ②事業主、被保険者との相互理解と協調による円滑な事業運営 ③健全財政化に向け、一層の経費節減と費用対効果を踏まえた効果的な事業運営を行う。

◎保健事業実施に当っては、「健康増進法」「健康日本21計画」「保健事業等指針」及び「健康診査等指針」の趣旨に基づき、健康増進推進事業者として事業主の協力も得て一次予防を主眼に被保険者等の健康保持・増進が図れる施策、医療費抑制に繋がる施策を優先的に取り上げる。

以上を基本的な考えとして、下記方針で施策を推進する。

1. 健全財政化の推進

(1) 一般健康保険料率及び介護保険料率の改定
中長期の支出見通しを踏まえ、別途積立金等の活用を前提に、両料率を総合的に検討

(2) 事業主、被保険者間における保険料負担割合は据え置く

(3) 検認作業の効率的実施～被扶養者認定基準も見直し、徹底

2. 保健事業の重点化と効率的推進

(1) 「生活習慣病の一次予防と気付き」をテーマとして、35歳被保険者を対象とする健康づくりセミナー（愛称：LIS21）の実施

(2) 歯科検診と要指導者への重点指導活動（愛称：ALOHA II）の推進及びその受診率向上

(3) ドック健診は40歳以上の被保険者、婦人科癌検診は30歳以上希望者を対象とし、例年どおり定期健康診断と一緒に実施。

尚、乳癌検診の精度向上のためマンモグラフィを導入

(4) 家族健診（35歳以上の配偶者及び任意継続被保険者）の実施

3. コンプライアンスの徹底とレベルアップ

(1) 被扶養者認定の検認作業の実施（6月～7月頃）

(2) 情報の適時、適切な提供と開示の徹底

(3) 組合会、理事会の適正かつ円滑な運営

4. 事務処理体制の強化と業務の効率化

レプト情報システムの導入等による事務局業務の効率性向上

予算編成方針

◎一般健康保険、介護保険は相互に独立の会計ながら事業主、被保険者では負担としてトータル視することから、総合的に検討する。料率検討に際しては継続的な収支バランスを考える趣旨から、今後3年間の収入及び保険給付費等の支出動向を想定し、別途積立金の活用を織り込み、試算する。

1. 一般勘定

(1) 老人保健・退職者給付両拠出金合計で、平成18年度比約131百万円増加となる。

(2) 別途積立金残高は平成18年度末で約15.3億円の見込み

(3) 事業主、被保険者の負担割合は据え置く。

(4) 介護保険料の負担増を一般健康保険料で吸収すべく料率の引き下げを行う。

(5) 料率引き下げ幅については、別途積立金取り崩しも織り込み、介護保険料徴収対象の40歳以上被保険者が、両保険トータルで、実質負担増にならない水準とする。

(6) 保健事業費では「平成20年4月からの特定健診及び特定保健指導の義務化」への対応に必要な諸準備及び体制作りを念頭に、優先的に予算化する。従来の健康増進法、健康日本21計画、保健事業等指針、健康診査等指針の各趣旨に則る生活習慣病一次予防のための健診、健康づくり両事業は上記（健診・保健指導の義務化）との整合性を図りつつ実施する。

(7) 予備費は、平成18年度水準を参考にして確保する。

2. 介護勘定

(1) 介護納付金はほぼ横ばい（平成18年度比約70万円増）

(2) 徴収対象者が減少のため収入減となる。

(3) 介護保険準備金は平成18年度末で約6,000万円の見込み

(4) 料率アップ幅は1.0%以内抑える。

(5) 介護保険準備金を昨年に引き続き取り崩し、料率アップ幅を抑制する。

平成19年度収入支出予算（一般勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成19年3月～平成20年2月平均＞

平均標準報酬月額 418,000円 全被保険者一人当たりの標準賞与額 1,667千円
 被保険者数 4,750人 総標準賞与額（年間合計） 7,920,000千円
 平均年齢 44.09歳 被扶養者数 5,900人 扶養率 1.22人
 老人保健該当者数 211人 老人加入率 1.834% 保険料率 67.0/1,000

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
健康保険料	2,082,285	事務費	92,799
国庫負担金	1,113	保険給付費	1,139,283
徴収金	1	拠出金	1,038,459
雑収入	42,014	保健事業費	197,020
		還付金	110
		連合会費	1,500
		雑支出	500
小計（経常収入） 2,125,413		小計（経常支出） 2,469,671	
調整保険料収入	37,975	財政調整事業拠出金	37,975
別途積立金繰入	368,685	予備費	70,000
拠出金負担助成金	1		
財政調整事業交付金	37,000		
不用財産等売払代	8,572		
収入合計 2,577,646		支出合計 2,577,646	

平成19年度収入支出予算（介護勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成19年3月～平成20年2月平均＞

平均標準報酬月額 477,000円（対象者＝40歳以上65歳未満の被保険者）
 保険料徴収者一人当たりの標準賞与額 1,923千円 総標準賞与額（年間合計） 5,768,000千円
 第2号被保険者数（介護保険対象者） 4,891人 保険料率 10.0/1,000
 （うち保険料徴収者） 3,000人

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
介護保険料	228,255	介護納付金	229,743
繰入金	1,584	介護保険料還付金	100
雑収入	4		
収入合計 229,843		支出合計 229,843	

平成 19 年度保健事業計画

◆保健指導宣伝事業

健康カレンダー、医療費のお知らせ等の配布、旬刊健康管理情報紙「健康のひろば」の掲示等、健康に関する理解促進のための啓発活動を行います。また、健康管理推進委員会や全国健保窓口担当者・看護職打合会の開催により、各事業所と協力して保健指導の立案推進を行います。特に、「健康増進法」及び「健康日本 21」に関する情報提供を実施します。保険給付への理解促進と医療費適正化への啓蒙活動を行います。各事業所では、衛生講話、体力測定、健康づくり指導や、健康 P R 紙の配布等により保健衛生普及活動を行います。

◆疾病予防事業

○ドック健診、家族健診

被保険者や家族皆様の健康管理のために、健康管理室との連携により、40 歳以上の被保険者を対象にドック健診、30 歳以上の希望者に対する婦人科健診及び 35 歳以上 70 歳未満の家族健診（配偶者と任意継続被保険者を対象）を実施します。なお、乳癌検診の精度向上のためマンモグラフィを導入します。

○歯科検診

平成 19 年度もライオン歯科予防プログラム（愛称 ALOHA II : All Lion Oral Health Activity II）で被保険者を対象に実施します。歯科検診を定期健康診断の一項目に位置付け、口腔内診査、必要に応じて予防処置対象者に歯石除去等を実施するとともに、歯周病予防に繋がる自己管理能力の向上を目指して情報提供します。

○老人健康相談活動

老人保健対象者への情報提供として、健康情報誌「お元気ですか」を配布します。

○健康づくりセミナー

35 歳到達被保険者を対象に「生活習慣病一次予防への気づき」を徹底するライオン健康づくりセミナー（愛称 LIS21 : Lion Life Innovation Seminar21）を 1 泊 2 日で実施します。参加者は 130 人予定。平成 19 年度は 7 年目の実施となります。フォロー施策として事業体保健師による面談を実施し、受講後の状況把握と継続指導を行ないます。本セミナーにより「健康と人生の生き方の意識改革」を促し、今後の生活習慣病発症（糖尿病、喫煙防止等）の減少及びメンタルヘルスを、少しでも推進させたいと考えています。

○特定健診及び特定保健指導の義務化への対応

平成 20 年 4 月からの「特定健診及び特定保健指導の義務化」への対応に必要な諸準備及び体制作りを事業体と連携して、厚生労働省、健保連合会の情報把握に注意しながら実施します。

◆体育奨励事業

各事業所の文体サークル、労働組合及び事業所等の協力を得て、運動会、ハイキング、スキー、ソフトボール、卓球、テニス、ボーリング、縄飛び大会、ウォークラリー、ヨガ体操等の多彩な体育行事に助成し、健康づくりを推進します。

◆保養所事業

湯河原保養所は、平成 19 年 3 月末をもって閉鎖となります。

【組合規約等変更のお知らせ】

1. ライオン健康保険組合規約変更認可書(関厚発第 1023012 号)認可にもとづき、組合規約の一部を次のように変更する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条中の「株式会社 管財ファシリティ 東京都千代田区」を削る。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条中の「第1区 株式会社 管財ファシリティ」を削る。

2. ライオン健康保険組合規約変更認可書(関厚発第 0226013 号)認可にもとづき、一般保険料率を変更する。

変更後の保険料率			事業主負担	被保険者負担
健康保険料	負担料率	一般保険料	40.796/1,000	25.004/1,000
67.000/1,000		調整保険料	0.744/1,000	0.456/1,000
		計	41.540/1,000	25.460/1,000
		負担割合	62%	38%
介護保険料	負担料率		5.000/1,000	5.000/1,000
10.000/1,000	負担割合		50%	50%

変更前の保険料率			事業主負担	被保険者負担
健康保険料	負担料率	一般保険料	42.036/1,000	25.764/1,000
69.000/1,000		調整保険料	0.744/1,000	0.456/1,000
		計	42.780/1,000	26.220/1,000
		負担割合	62%	38%
介護保険料	負担料率		4.700/1,000	4.700/1,000
9.400/1,000	負担割合		50%	50%

※ 調整保険料は、「財政調整事業」に充てられます。これは健康保険組合間の共同事業で、高額医療が発生した組合や財政難の組合へ交付される費用になります。

【平成19年4月健康保険改正のポイント】

(保険給付の見直し)

●**出産手当金・傷病手当金の支給額の引き上げ**
出産手当金・傷病手当金の支給額が標準報酬日額の60%から標準報酬日額の3分の2になります。

●**出産手当金・傷病手当金の支給範囲の見直し**
任意継続被保険者には、出産手当金と傷病手当金が支給されなくなることになりました。
また、資格喪失後6カ月以内の出産には、出産手当金が支給されなくなることになります。

(保険料計算基礎の見直し)

●**標準報酬月額の上限・下限の拡大**
標準報酬の上限と下限がそれぞれ4等級拡大されて、39等級から47等級になります。
下限は98,000円から58,000円に、上限は980,000円から1,210,000円になります。

●**標準賞与額の上限の見直し**
標準賞与額の上限が1回あたり200万円から、その年度の累計540万円になります。

◆**入院時の窓口負担は自己負担限度額だけに**
70歳未満の方の入院時の医療費の窓口での支払いを、自己負担限度額までで済ませることが可能になります。
健康保険では、医療費の負担が過重にならないように、同一月における医療費の窓口負担の上限を決め、これを超えた場合には超過分が戻る制度があります。これを高額療養費制度といいます。
入院に際しては、事前に健保組合に申請していただくことで、保険診療にかかる窓口での支払いを自己負担限度額までに、とどめることができるようになります。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代などは、対象外です。

【医療費削減の心掛け】

(1)ハシゴ受診はやめましょう

病院を転々と変えると、行く先々で同じ検査などを受けることになり、医療費のムダづかいにつながりやすくなります。また薬の重複による危険も一杯。治療に納得がいかなず病院を変えるときは、その旨を話し、「紹介状」をもらってから転院するようにしましょう。

(2)診療時間内に受診しましょう

休日・深夜・時間外の受診には割り増し料金がかかります。急病のときなどやむえない場合を除き、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。
(深夜=午後10時から翌朝6時まで)

(3)医師の指示を守りましょう

服薬や生活管理など、医師の指示を守ることが効果的な治療につながります。また、むやみに薬を欲しがったり、自分で治ったと判断して勝手に治療をやめてしまうと、実際には治っておらず、1カ月以上してまた通院となれば、初診料を再度払うことになります。病気の治り具合も後戻りとなりますので、医師の指示を守りましょう。

(4)やはり健康管理・健康づくりを

生活習慣病は慢性化して治りにくく、長期の治療が必要になり医療費も多くかかります。日頃から栄養、休養、運動のバランスのとれた生活を送り、健康づくりを心掛けましょう。

(5)かかりつけ医をもちましょう

日ごろの生活管理が大切な、生活習慣病の予防はもちろん、体調をくずしたときにも、信頼できる「かかりつけ医」が近くにいると安心です。

ライオン健康保険組合からのお願い

●「被扶養者(家族)の確認」についてのお願い

卒業、就職、出産、結婚、死亡等で被扶養者の増減があった場合、「被扶養者異動届」を健保組合へ提出していただいております。検認は、厚生労働省の指示(平成16年10月29日通達)により、毎年被扶養者の確認を行うものです。

本年度は、平成19年6月～7月頃に被扶養者(家族)の確認を予定しております。

<検認について>

収入がある場合や年齢などに応じて必要な関係書類の添付が必要となりますので、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますようお願い致します。

尚、次の①から④に該当した場合は、事業主を通じて、「被扶養者異動届」を健保組合へ提出して下さい。また、結婚などにより氏名が変わられた場合は、会社を通して「氏名変更届」を5日以内に届け出て下さい。

- ①就職が決まり会社に勤めるようになった。
- ②パート・年金等の年間収入が、60歳未満の方は130万円以上(障害年金受給の方は180万円以上)、60歳以上の方は180万円以上あるまたは見込まれる。
- ③結婚により配偶者(無収入または②の基準を超えていない)ができた。
- ④お子様が生まれた。

●今回は検認と共に、健診に関するアンケートに、併せてご協力いただく予定です。

平成20年度4月から40歳以上の加入者に対して生活習慣病予防に着目した「特定健診」と「特定保健指導」が医療保険者(健保組合)に法律によって義務化されます。

被保険者(従業員)は会社で健診を行うため健診状況は社内で把握できますが、被扶養者(家族)の健診状況を把握するにはアンケートにて直接皆様方にお聞きするのが確実な方法と考えております。したがって、詳細は別途ご案内致しますが、上記検認時に同時に健診に関してもお応えいただくことになりました。

宜しくお願い致します。

●被保険者証の扱いは大切にしましょう。

被保険者証は、皆さんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。医療機関では、被保険者証によって皆さんが健康保険の加入者であることを確認しており、医療のサポートの役割を果たしています。逆をいえば、万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、借金をするなどのトラブルが起きる恐れもあります。被保険者証は、クレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取り扱いには十分ご注意下さい。万一、被保険者証をなくしたら、すみやかに、最寄の警察(交番)・健保組合に連絡して下さい。健保組合では「被保険者証再交付申請書」の提出を受けて再発行します。再発行までには、約2週間かかります。

【湯河原保養所閉鎖のご案内】

永い間、ライオン健康保険組合の保健事業として、運営してまいりました湯河原保養所は、平成19年3月31日をもって閉鎖となります。

被保険者ならびにご家族の皆様には、永年にわたるご利用に深く感謝申し上げます。

ご愛顧ありがとうございました。

【事務局メンバー】

平成19年3月現在の健保組合の事務局は下記の4名です。どうぞ宜しくお願い致します。

鈴木 隆久：事務長
佐原 廣司：書記
城 高史：書記
野崎 良子：書記

ライオン健康保険組合 ☎03-3621-6171